

商店街の活性化

【商工振興課】

○ 事業の全体概要

本市の顔として集客力や回遊性の高い魅力ある中心商業地の形成とともに、地域コミュニティの支えとなる地域商店街の支援など、商店街活性化事業への助成や活性化に向けた取組みに対する支援、誘導を行うもの。

◆ 中心商業地出店等促進事業

1 目 的

中心商業地の空き物件及び大谷石蔵等への出店者を支援し、中心商業地の活性化を促進する。

2 概 要

対象エリアにおいて、3ヶ月以上の未利用物件及び大谷石蔵等を店舗として活用する者に対して、内装改造費及び家賃（1年間）の一部を補助する。

（1）内装改造費

- ・対象事業費の30%（限度額80万円、ただし、大谷石蔵は限度額200万円）

〔特例加算〕

- ・おもてなしコーナーの設置、バリアフリー対応の店作り、夜間ディスプレイ等のおもてなし事業を行う場合は、限度額を50万円加算。
- ・大谷石を活用した内外装を行う場合は、50万円を限度に加算。

（2）家 賃

- ・エリアに応じて、家賃の30～50%（限度額 200～300万円）

（3）対象業種

- ・小売業、飲食業（飲酒業等除く）、サービス業（事務所系を除く）

（4）対象エリア

- ・30%区域に宇都宮城址周辺及び馬場中央地区周辺を加えるとともに、大谷石蔵については、中心市街地活性化基本計画対象区域（320ha）全域とする。

3 スケジュール

- ・平成19年4月に要綱改正、活用状況の検証を継続して行う。

◆ 魅力ある商店街等支援事業

1 目 的

商店街等が取り組む販売促進事業やおもてなし事業，その他魅力を高めるための事業等に対して助成を行い，商業振興を図るもの。

2 概 要

- ・販売促進事業支援・・・対象経費の 30%（限度額 100 万円）
※複数商店街が共同で取組む場合は 40%（限度額 300 万円）
- ・ライトアップ事業・・・対象経費の 50%（限度額 200 万円）
- ・商店街の活性化計画，地区協定等策定事業・・・50%（限度額 100 万円）
- ・その他（おもてなしコーナーの設置助成，高齢者対応型商店街の整備支援など）

◆ オリオン通り再生事業

1 目 的

オリオンスクエアのオープンをきっかけに，中心商業地の核であるオリオン通りの通行量の減少に歯止めをかけ，まちなか全体の活性化を促すため，オリオン通り商店街が主体となって取り組む再生事業を支援する。

2 概 要

（平成 18 年度）

- ・活性化アドバイザーを活用した対象商店街全事業者を対象とする勉強会の開催
⇒ 個店診断等と組み合わせ，活性化の核となる商業店舗の創出，意識付け
- ・商店街役員による活性化事業の検討，実施
⇒ 2 商店街共同によるフリーマーケットの開催，ワゴンセール等の実施など

（平成 19 年度）

- ・2 商店街共同ワゴンセール等の継続的な開催
- ・オリオンスクエアと連携した商店街活性化事業の創出
⇒ 企業と商店街の共催による活性化事業の誘導
- ・活性化アドバイザーを交えた意見交換など